

区民共用会議室機能内容一覧（案）

機能内容	目的	利用方法
<p>①コミュニティ形成・子育て支援・高齢者支援・保健等の区役所事業に関連する団体が利用できるスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な外郭団体の会議・研修等 (自治連、民生委員、ケアマネ協会、まちづくり団体、保護司会等) ・市民活動関連団体、ボランティアグループの活動場所 ・子育て関連団体、高齢者支援団体等の活動場所 ・社会福祉協議会の行事、会議 <p>(位置づけ) 子育て支援、高齢者支援、まちづくり、市民との協働のための活動は、単に構成員自身の余暇活動又は福利厚生のためのものではなく、さいたま市および大宮区全体の利益につながることから区役所事業の一環と位置付ける。</p>	<p>○現大宮区役所の利用状況を踏まえたスペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大宮区役所は交通の利便性・立地性から市内の各種団体が多く集まり会合等が開催されている。 ・市の事業の会議、10区合同の会議が大宮区役所で多く行われている。 <p>○区民が利用できるスペースの確保が要望されている。</p> <p>○スペース不足の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大宮区コミュニティ課所管する多目的室は選挙期間中に投票所となるため使用できない ・各課の会議や事業を行うスペースが不足している。 <p>※可変式の室とし、活動内容に応じて大～小に区切れるようにする</p>	<p>区民共用会議室は区役所の直営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所事業に関連する団体等が登録し利用できるものとする ・登録団体の活動が区役所事業の一環に該当するかは所管課の裁量により判断する。 ・所管課は登録の許可を行う ・使用料は無料とする ・各区に設置されている多目的室利用規定に準じ、利用規定を作成する ・全体の利用状況や公平性を勘案し、必要に応じて利用時間や利用回数に制限を設ける
<p>②区の各課の事業を行うスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所運営訓練説明会（総務課） ・介護予防教室（高齢介護課） ・ミニおおみや（支援課） 等 		